

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市民体育館
藤枝市武道館
- 2 指定管理者 藤枝市駅前三丁目 2 1 番 1 号
特定非営利活動法人 藤枝市体育協会
会長 河島 邦夫
- 3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで